

鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資するため、介護事業者が介護環境の改善のために整備する介護ロボット導入費を助成することにより、当該事業の実施に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。なお、1事業者当たり申請できる台数は別表の第6欄に掲げる台数を限度とする。
- 3 また、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、別に通知する日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号及び第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の2割を超える増減を伴う変更以外の変更とする。

- 2 規則第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。）

- 2 規則第25条第2項第4号に財産は、介護ロボットとする。
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年7月7日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 2 平成28年度以前に交付決定を受けている補助金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成30年3月30日から施行し、平成30年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 1事業者当たりの限度台数	7 機器の対象範囲
介護ロボット導入事業	県内の介護事業者	事業の実施に必要な備品購入費、消耗品費 例：マッスルスーツ、電動介助移動機、ベッド見守りシステム等	1 / 2	1 機器につき <u>30万円</u>	【施設・居宅系サービス】 利用定員数に1 / 10を乗じた数 【在宅系サービス】 利用定員数に1 / 20を乗じた数 ※1台未満の端数は切り上げ。	次の（1）から（3）の全ての要件を満たす介護ロボットであること。 （1）日常生活支援における、①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援 （2）ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボットまたは、経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボット ※センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット （3）販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

平成 年度鳥取県介護ロボット導入支援事業計画（報告）書

1 事業名（対象機器名）		
2 設置（保管）場所		
3 導入後3年間の達成すべき目標		
4 事業内容		
5 導入スケジュール	事業期間： 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
6 機器導入効果		
指標	期待する効果	事後評価・来年度以降の見込み
7 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）		

※1 本書は、導入する機器ごとに作成すること。

※2 導入後3年間の達成すべき目標は、介護ロボットを活用して取り組む環境改善の目標等を可能な限り数値等を用いて記載すること。

※3 指標の例：介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者及び利用者の満足度等

※4 事業計画書においては、「事後評価・来年度以降の見込み」の欄は空欄とする。

様式第1-2号（第4条、第8条関係）

平成 年度鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金所要（精算）額調書

（単位：円）

機器名	機器購入 価格 (A)	基礎額 (A)×1/2 ※ <u>30</u> 万円を上限 とする。 (B)	利用定員数 (C)	補助対象台数割 合 (D)	補助対象限度台 数 (C)×(D) (E)	購入台数 (F)	県補助金所要額 (B)×(F) (G)	備考
合計		(施設・居宅系)						
		(在宅系)						

- ※1 導入優先順位の高い順に機器毎に記入すること。
- ※2 A欄は、1台を購入するに当たっての単価（消費税及び地方消費税は除く。）を記入し、当該単価の根拠となる資料（見積書、カタログ等）を添付すること。
- ※3 B欄は、上限を30万円とし、千円未満切捨てとする。
- ※4 Dの合計欄は、施設・居宅系サービスにあつては1/10、在宅系サービスにあつては1/20とする。
- ※5 Eの合計欄は、1台未満の端数は切り上げすること。
- ※6 F欄の合計台数が、E欄を超えないこと。

様式第2号（第4条、第8条関係）

平成 年度鳥取県介護ロボット導入支援事業収支予算（決算）書

収入

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (前年度決算額)	差引増減額	摘要
合 計				

支出

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (前年度決算額)	差引増減額	摘要
合 計				

第 号
平成 年 月 日

（申請者）様

職 氏 名 印

平成 年度鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については別に通知することによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について「鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱」（平成28年7月7日付第201600051150号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用・補助事業の遂行等に当たっては規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

職 氏 名 印

平成 年度鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金に係る消費税控除仕入税額
報告書

平成 年 月 日付第 号で交付決定があった鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金について、鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱（平成28年7月7日付第201600051150号鳥取県福祉保健部長通知）第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の実績報告額（確定額）	金	円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3-2）	金	円

※その他、必要に応じて参考資料を添付すること。